

三友堂看護専門学校同窓会

総 会



日時 平成29年7月29日(土)
17:00~

場所 東京第一ホテル米沢

三友堂看護専門学校同窓会

総会プログラム

16:45～ 受付

- 17:00
1. 開会挨拶
 2. 会長挨拶
 3. 議長選出
 4. 議事
 - 1) 平成26～28年度 事業報告
 - 2) 平成26～28年度 会計報告
 - 3) 会計監査報告
 - 4) 平成29～32年度 新役員紹介
 - 5) 平成29～32年度 事業（案）
 - 6) 平成29～32年度 予算（案）
 - 7) 提出議案

会則改正（案）について
 5. 新役員あいさつ
 6. 議長降壇
 7. 閉会挨拶

18:00 懇親会

平成 26～28 年度 事業報告

平成 26 年度

3 月 31 期生 卒業式 祝電・記念品贈呈

平成 27 年度

4 月 34 期生 入学式 祝電・生花贈呈

8 月 連絡員交流会 (至 ローズガーデン)

10 月 33 期生 戴帽式 祝電・記念品贈呈

3 月 32 期生 卒業式 祝電・記念品贈呈

平成 28 年度

4 月 35 期生 入学式 祝電・生花贈呈

10 月 34 期生 戴帽式 祝電・記念品贈呈

11 月 連絡員会

3 月 33 期生 卒業式 祝電・記念品贈呈

平成 29 年度

4 月 36 期生 入学式 祝電・生花贈呈

7 月 同窓会総会・懇親会

平成26年度 三友堂病院看護専門学校同窓会決算報告

単位：円

1. 収入の部

項目	金額	摘要
会費	185,000	5,000×31期生35名 +30期生2名分
前年度繰越金	962,763	
学校長、後藤先生より お心遣い	30,000	
同窓会総会懇親会費	42,000	2,000×21名分
雑収入	215	預金利子
合計	1,219,978	

2. 支出の部

項目	金額	摘要
事業費	50,353	第32期生戴帽式記念品
	58,340	第31期生卒業記念品
	63,246	同窓会総会
	114,156	同窓会懇親会
通信費	87,140	切手・葉書代
運営費	1,017	役員会（菓子・飲物）
合計	374,252	

収入金額 1,219,978

支出金額 374,252

残金 845,726

(次年度繰越金)

平成27年度 三友堂病院看護専門学校同窓会決算報告

単位：円

1. 収入の部

項目	金額	摘要
会費	225,000	5,000×32期生44名 +31期生1名分
前年度繰越金	845,726	
同窓会連絡員交流会会費	30,000	2,000×15名分
雑収入	189	預金利子
合計	1,100,915	

2. 支出の部

項目	金額	摘要
事業費	5,000	第34期生入学式生花代
	39,513	第33期生戴帽式記念品
	62,930	第32期生卒業記念品
	90,000	同窓会連絡員交流会
通信費	208	切手・葉書代
消耗品費	1,080	通帳入れ、ラベルシール、色紙
運営費	14,733	役員会（飲食代）
慶弔費	2,710	弔電
合計	216,174	

収入金額 1,100,915

支出金額 216,174

残金 884,741

(次年度繰越金)

平成28年度 三友堂病院看護専門学校同窓会決算報告

単位：円

1. 収入の部

項目	金額	摘要
会費	195,000	5,000×33期生39名
前年度繰越金	884,741	
雑収入	75	預金利子
合計	1,079,816	

2. 支出の部

項目	金額	摘要
事業費	5,000	第35期生入学式生花代
	49,398	第34期生戴帽式記念品
	52,550	第33期生卒業記念品
	120	第32期生卒業記念品再送
	6,026	連絡員会（飲食代）
通信費	1,476	切手代
合計	114,570	

収入金額 1,079,816

支出金額 114,570

残金 965,246

(次年度繰越金)

監査報告書

本会の経理状況について監査を実施したところ、諸帳簿並びに
決算報告は適正に処理され、また、金銭出納及び予算経理にも異常
が認められなかったことを報告致します。

平成 29 年 7 月 8 日

三友堂病院看護専門学校同窓会 会計監査

第 11 期生

遠藤 智子



三友堂病院看護専門学校同窓会会長 情野栄梨子 様

平成29年度～平成31年度 新役員（案）

会 長	山田里美	18期生（三友堂病院）
副 会 長	酒井舞	22期生（三友堂病院）
	市川善則	21期生（市立病院）
会 計	石月美香	20期生（三友堂病院）
監査（前会長）	情野栄梨子	17期生（三友堂病院）

平成 29 年~平成 31 年度 事業 (案)

1. 役員会の開催
2. 入学式の生花贈呈
3. 戴帽式の記念品贈呈
4. 卒業式の祝辞・記念品贈呈
5. 30 周年記念事業開催
6. ホームページ更新

平成29～31年度 三友堂看護専門学校同窓会予算（案）

1. 収入の部

単位：円

項目	金額	摘要
会費	600,000	5,000 × 34～36期生40 × 3
繰越金	965,246	
雑収入	50	貯金利子
合計	1,565,296	

2. 支出の部

項目	金額	摘要
運営費	50,000	役員会
事業費	330,000	学校式典生花・記念品
	200,000	同窓会総会
消耗品費	10,000	文具費
通信費	120,000	はがき・切手代等
印刷費	5,000	総会・役員会資料
予備費	847,296	
慶弔費	3,000	
合計	1,565,296	

三友堂看護専門学校 同窓会総会 検討事項

同窓会の現状

・ H28 年度卒業の 3 3 期生の入会をもって同窓生が 967 名となっている。来年は創立 30 周年を迎える。会員が増える一方で同窓生の同窓会離れが進んでおり、総会の委任状を集めるのにも苦勞している。ちなみに総会の成立にあたっては会員の 1/10 の出席（委任状を含む）で成立する。

・ 転居時の住所変更の連絡がない。

・ 各学年 2 名の連絡員がいるが、連絡員の定義が成文化されてなく、連絡員自身が連絡員であることを忘れていることもある。また、任期などの定義もなく連絡のとれない連絡員もいる。

連絡員の仕事は、総会開催時の各学年の連絡先の確認、幹事学年は運営業務。

本来 H26～28 年度期においては偶数学年の連絡員が幹事担当であるが、16 組の連絡員では活動がしづらく、三役が中心となり今回の運営にあたった。そのためはがきの発送準備は同窓会管理業者に依頼した。（今回限り）

・ 物故会員も出てきている。

課題

・ 同窓会の管理について

外部業者への委託（維持費の問題・・・）

連絡員は必要か？

置賜圏内の主な医療機関ごとの役員制（三友堂・置総・米沢市立・高畠・舟山）

・ 物故会員への対応。退会の定義について

・ 慶弔費規定

その他

・ 同総会創立 30 周年事業について

実行委員会の立ち上げ

三友堂看護専門学校 同窓会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は三友堂看護専門学校総会（以下『本会』と称する。）

(組織)

第2条 本会は次の役員をもって組織する。

1. 正会員 三友堂看護専門学校卒業生
2. 特別会員 三友堂看護専門学校の現教職員・旧教職員

(会員の移動)

第3条 1. 本会員が身上の移動（転居・結婚などによる氏名改姓・死亡など）のあった場合は、速やかに事務局に連絡することとする。逝去の連絡をもって自動退会とする。

(事務局)

第3条 本会の事務所を（事務局を）三友堂看護専門学校におく。

(目的)

第4条 本会は会員相互の連携と懇親をはかり、三友堂看護専門学校の発展と向上を図ることを目的とする。目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 母校の事業後援
- (2) 会員の名簿作成
ただし、個人のプライバシー保護のため、事務局保管管理とする。
- (3) 懇親会の開催
- (4) その他必要な事項

第2章 役員・顧問

(役員)

第6条 1. 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名（置賜医療機関の主要各施設より選出）
三友堂病院 2名 三友堂リハビリセンター 2名
米沢市立病院 2名 置賜総合病院 2名
舟山病院 1名 佐藤病院 1名 高畠病院 2名

- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名(前期会長)
- (6) 顧問 必要時

- 2. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3. 役員改選は役員互選により入選し、総会の承認を得る。
- 4. 引継ぎは改選後1か月以内に完了することを原則とする。
- 5. 各学年から連絡員を2名選出。連絡員は各学年の同窓生の連絡先の確認を行う。

(職務)

第7条 役員任期は次の通りである。

- (1) 会長は本会を総理し、本会を代表し、副会長並びに幹事とともに役員会を構成する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある場合などの職務の代行を行う。
- (3) 幹事は役員会の出席を行い、連絡員は担当学年の(地区)の連絡にあたる。
- (4) 会計は本会の会計事務を担当する。
- (5) 監査は本会の会計監査にあたる。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は役員会で推薦し、会長が委託する。

顧問は重要事項につき会長の諮問に応じ、本会に出席し意見を述べるができる。

第3章 会議

第9条 1. 本会の会議は総会および役員会とする。

(総会) 2. 総会は3年に1回とし、開催及び会議の運営は役員会で決定する。また臨時にこれを開くことができる。

- 3. 総会の成立は10分の1以上の正会員の出席を必要とする。ただし委任状を認める。
- 4. 総会の議決は出席会員の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。
- 5. 総会の議事は次の通りとする。
 - 1) 会務の報告
 - 2) 会計の承認
 - 3) 会則の改正

- 4) 役員の承認
- 5) その他

(役員会)

6. 役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。
7. 役員会は三役・幹事で構成する。
8. 役員会の任務は次の通りとする。
 - 1) 総会の開催・運営
 - 2) 会計の審議
 - 3) 重要事項の審議
 - 4) その他
9. 役員は年1回の連絡会を持ち、同窓会事業がスムーズに行えるよう努める。

第4章 会計

(会計)

第10条

1. 本会に入会する際は入会金として5000円を納入する。
2. 会の運営を円滑にするため、総会開催時の予算を定めるところにより、維持費として全会員より徴収する。

第11条

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

第12条

1. この会則は昭和63年4月1日より施行する。
平成4年12月5日 一部改正
平成17年6月4日 一部改正
平成23年7月2日 一部改正
平成26年11月22日 一部改正
平成29年7月29日 一部改正